

加 監 第 1 0 4 号

平成24年7月13日

加古川市長 樽本 庄一 様

加古川市監査委員 久保 一人

加古川市監査委員 西尾 透

加古川市監査委員 神吉 耕藏

加古川市監査委員 畑 広次郎

加古川市公営企業会計決算の審査意見について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された、平成23年度加古川市公営企業会計（水道事業会計）決算及び決算附属書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

## 目 次

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の実施期間	-----	1
第3	審査の方法	-----	1
第4	審査の結果	-----	1

## 水 道 事 業 会 計

1.	業 務 実 績	-----	2
2.	予算の執行状況	-----	5
	(1) 収益的収支	-----	5
	(2) 資本的収支	-----	6
3.	経 営 成 績	-----	8
	(1) 損益の状況	-----	8
	(2) 収益の状況	-----	9
	(3) 費用の状況	-----	11
	(4) 供給単価・給水原価	-----	14
4.	財 政 状 況	-----	15
	(1) 資 産	-----	16
	(2) 負 債	-----	17
	(3) 資 本	-----	18
5.	む す び	-----	20

- (注) 以下、文中及び各表中の金額等の記述は、次の要領による。
1. 消費税の取扱いは、本文の「2. 予算の執行状況」については消費税及び地方消費税込みの額で、それ以外については消費税及び地方消費税抜きの額である。
  2. 文中及び各表中の金額は、必要あるもののほか千円単位で表示し、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計額と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
  3. 文中及び各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
  4. 文中のポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
  5. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「0.0」――0又は該当数値はあるが単位未満のもの。  
「－」――該当数値のないもの及び算出不能又は無意味のもの。
  6. 類似団体とは、給水人口15万人以上30万人未満の事業体をいう。
  7. 原則として「1. 業務実績」から「4. 財政状況」までの文中及び各表中の元号は省略した。

## 平成23年度 加古川市公営企業会計決算審査意見

### 第1 審査の対象

平成23年度 加古川市水道事業会計決算

### 第2 審査の実施期間

平成24年5月31日から平成24年6月27日まで

### 第3 審査の方法

提出された決算書及び決算付属書類が地方公営企業関係法令に従って作成され、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかについて、経営の基本原則に留意しながら審査した。

また、決算諸表の計数について、関係諸帳簿及び証書類等と照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

### 第4 審査の結果

決算書及び決算付属書類は、関係法令に従って作成され、決算諸表の計数についても正確であり、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められた。

なお、審査の概要は、次のとおりである。